

## よくあるご質問（組合加盟の事業者向け）

### R2. 6. 1 掲載

○休業しなくてはいけないのか。

→理容業・美容業については、休業を要請している業種ではありませんので、感染防止対策に配慮していただいた上で、営業を継続することについては問題ありません。

○一人の事業者が複数の美容所を経営している場合、交付額はどうか。

→店舗毎ではなく、事業者（経営者）毎に、10万円の交付となります。（一人の経営者が3店舗を経営している場合でも、交付額は10万円となります。）

○4月24日（金）から休業していないと交付の対象にならないか。

→愛知県では、原則として4月24日（金）から5月6日（水）までの間、自主的に休業していただいた事業者を対象としています。

なお、県の休業協力金以外に理容業・美容業を対象とした交付金事業を実施する県内の市町村があります。愛知県と各市町村では交付対象、交付要件、交付額及び申請時期が異なる場合がありますので、ご注意ください。

○4月24日（金）以前から休業していても、対象になるか。

→以前から休業していても、新型コロナが理由による休業であれば、対象になります。

○営業時間の短縮や期間中に部分的に休業する場合は対象になるか。

→交付対象になりません。また、全期間休業することが交付条件です。

○5月6日まで休業中の店舗が5月7日以降の予約の電話を受けた場合、対象となるか。

→人との接触がないため、電話やインターネットで予約を受け付けることは構わない。

○複数の店舗を経営している場合、全ての店舗を休業しないと休業協力金はもらえないか。

→そのとおり。

○開設届を提出した開設者が亡くなり、相続人が引き継いで事業を行っている場合、申請ができるか。

→相続により事業継承したのであれば、保健所に承継届を提出したうえで、相続人による申請が可能です。

○申請の方法を教えてください。

→申請の詳細な方法については、組合を通じてお知らせします。

○理容業・美容業を対象とした交付金事業を行う市町村はどこか。

→県内のすべての市町村において実施されます。

○ネイルサロン、まつ毛エクステンション等の営業を同一事業所で実施している場合、今回の理美容休業協力金と対策協力金双方の交付対象になるか。(併給されるか。)

→主たる営業がネイルサロン、まつげエクステンションである場合は、休業要請の対象施設であり対策協力金の交付対象ですが、県の理美容休業協力金の交付対象ではありません。

県の理美容休業協力金については、要請の無い理美容関係事業者が新型コロナウイルス感染症対策の為、自主的に休業することへの支援として交付されるものであり、休業要請を受けた事業主については交付されません。

○別の事業主が営業している店舗の一角を借り、理容業・美容業を営業している場合、休業協力金の交付対象となるか。

→休業協力金については、次の①～③全て満たしている場合に交付対象となります。

- ①自身が営業者としてその店舗（レンタルスペース等含む）の理容所・美容所の開設届を保健所に出している。
- ②開設届を出した店舗が休業している。
- ③個人事業主として確定申告している。